

「但馬地域ひょうごフィールドパビリオン・ファムツアー」実施業務 委託仕様書

1 委託業務名

「但馬地域ひょうごフィールドパビリオン・ファムツアー」実施業務

2 業務目的

大阪・関西万博を契機に、但馬地域のひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）の認知度向上及び但馬地域への誘客を目的に、メディアを対象としたファムツアーを実施し、但馬地域のFPのメディア露出を図っていく。

そして、今回の業務により但馬への誘客・交流人口の拡大を図り、FPも含めた但馬地域の持続可能性を高めていくことを目指す。

【参考】

- ・FP専用ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>
- ・但馬地域のFP：
<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/program/?a%5B%5D=3&q=>
- ・但馬地域のFPモデルコース：
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk04/press/20250228-2.html>

3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年2月27日まで

ただし、ファムツアー実施日は令和7年9月頃を目安とし、事前に県と協議の上決定すること。

4 企画・実施内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、参加者に対し、但馬FPへの理解が深まり、魅力を実感できるようなファムツアーを企画し、実施すること。

(1) 実施回数等

- ① 旅行日数・回数：1泊2日のツアーを1回実施
- ② 誘客を目指すターゲット：主に首都圏在住のミドル世代の女性
- ③ 催行人員：5名程度（上記ターゲットへ波及効果のあるメディア1～2社を想定）
- ④ 内容：但馬地域のFPモデルコースを基に、特色ある資源を生かしたSDGs体験型地域プログラムを含んだ行程を提案すること。

(2) 参加対象者

(1)②のターゲットである旅行検討層への訴求力が強く、かつ他メディアへの波及効果のあるメディア（旅行雑誌や新聞、WEBメディア等）のライター

※ 執筆実績が豊富で旅行検討層に刺さるような内容で記事制作できるライターが望ましい。また、ライター1名につき、カメラマン等（1名程度）の同行を可とし、本業務費に含むものとする。

(3) 訪問先等

- ・ファムツアーの発着地は但馬地域内を基本とするが、コースの組み合わせによってはその限りでない。
- ・自動車でも但馬地域内を周遊することを基本とする。なお自動車の仕様はマイクロバスを基本とする。

- ・但馬地域のFPモデルコースを基に、SDGsを推進し地域の課題解決に向け、テーマ性及びストーリーを持ったツアーを計画する。
- ・但馬地域を周遊し、FPをアピールし、旅の楽しみを補完する観光地やプログラム、体験メニュー等（以下「コンテンツ」という。）があれば、必要に応じて、FP以外のコンテンツをコースに含めても構わない。
- ・モデルコースに含まれる内容であっても調整困難なコンテンツについては、県と協議の上、訪問順序の変更や、他のコンテンツとの差し替え等を行うことも可とする。
- ・訪問先での体験メニューを実施する際は、SDGs体験型地域プログラムなどを実施する事業者や、団体等とも連携を図ること。
- ・宿泊先は、1人1室を基本とすること（同行者も同様とする）。
- ・参加者への食事は、必要に応じて1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。

(4) メディア掲載時期

但馬地域への誘客が効果的な時期に、最適なメディアに掲載すること。なお、メディアへの掲載時期はファムツアー実施のおよそ1カ月後を目安とする。

(5) 参加料

- ・参加者からファムツアー参加料は徴収しない。
- ・参加者のツアー発着場所までの交通費も本業務費に含むものとする。

(6) 参加者の募集方法

- ・受託者は、多くの参加者が得られるようチラシの作成、自社ウェブサイトの活用等、工夫を凝らして参加者の募集を行うこと。
- ・チラシの作成は任意とする（印刷・部数は任意）が、作成する場合は県の確認を受け、作成後は速やかに県に電子データを納品すること。
- ・チラシ、ウェブサイト等によるPRの際には、告知・広告内容については、事前に県と協議のうえ、県主催事業であることが分かるように表記すること。
- ・受託者は、必要に応じ県と協議のうえ参加者募集方法を選定し、参加者を決定すること。

(7) アンケート実施

ファムツアー実施後、参加者にアンケートを実施し、結果を取りまとめて報告すること。なお、アンケートの内容については事前に県と協議すること。

(8) 執筆記事・掲載等

ツアーの参加者は、ツアー終了後、県の指定する期日までに読者にFPの魅力を伝え、但馬地域への誘客を喚起させるような記事を掲載すること。

- ① 1メディア1本以上掲載すること。
- ② 読者が旅行を具体的に検討しやすいように、記事内に訪問プログラムの名称やウェブサイトのURLなど必要な情報を掲載すること。
- ③ 掲載前に、発注者（兵庫県但馬県民局県民躍動室）による内容の確認を受けること。
- ④ 記事中にFP専用ウェブサイトやInstagramのリンク・QRコードを掲載すること。
- ⑤ ファムツアー催行中の訪問先で写真を撮影し、終了後の報告にあたっては、参加人数等の情報とあわせて、撮影した写真等の画像データを県に提供すること。

なお、写真等は、県ウェブサイト、SNS 等でプロモーションに使用する可能性があるため、そのことについて予め参加者に承諾を得ておくこと。また、同行する県職員が写真を撮影することもあり、同様の目的で使用する可能性があるため、予め参加者の承諾を得ておくこと。

(9) 実績報告書の作成

- ・ ファームツアー終了後に、参加者の体験談や、参加者による写真等を交えたツアーレポートを含む実績報告書を作成し、令和8年2月27日までに県に提出すること。
- ・ 上記(8)⑤の写真等の画像データも併せて提出すること。
- ・ 報告書には、情報発信した記事の効果（PV数やUU数、発行部数等）や、効果的なFPへの誘客に向けた今後の展開案等も記載すること。

(10) 参加者の安全確保

- ・ 訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・ 体験や活動を行う際には、安全対策のための注意喚起や必要な装備の着用を徹底すること。
- ・ 飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギー事前調査を行い、対応を行うこと。
- ・ 傷害保険等の必要な保険へ加入すること。

5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・ 本業務の実施責任者を配置すること。
- ・ 本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・ スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・ 催行にあたっては、訪問先や体験メニュー等のファームツアー内容に精通したスタッフを乗車させ、適宜ファームツアー参加者への説明等を行うこと。
- ・ 参加者等からのクレームについては誠実に対応し、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・ 本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負う。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

(2) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、本業務の一部に係る再委託について、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(3) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

7 業務実施上の留意点

- (1) 県は、プロポーザルにより選定された事業者と業務の実施方法等について協議・調整を行う。その際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までに県に提出すること。
- (3) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、県に提出すること。
- (4) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) ファームツアーを実施するにあたって、同行する県職員の体験、宿泊にかかる予約等の手配に協力すること。なお、その際の経費については、直接の委託料に含めない。詳細は、受託者と調整する。
- (6) この業務で得られた著作物等の成果等については、県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。